女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく状況公表

特定事業主名：飯塚市

Ⅰ　令和７年度　職員の給与の男女の差異について

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	90.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.5%
全職員	93.6%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

（１）役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	101.7%
本庁課長相当職	97.4%
本庁課長補佐相当職	104.5%
本庁係長相当職	98.0%

（２）勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
36 年以上	94.3%
31～35 年	95.0%
26～30 年	93.7%
21～25 年	93.9%
16～20 年	92.3%
11～15 年	88.4%
6～10 年	92.4%
1～5 年	92.6%

【説明欄】

１．任期の定めのない常勤職員について

・管理職等（課長補佐以上）の職員に占める女性の割合が男性よりも低いこと。
管理職等（課長補佐以上）に占める女性の割合：24.8%（令和７年４月１日時点）

・扶養手当については、主たる扶養者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当受給者に占める男性の割合は 75.1%であること。

・男性の方が時間外勤務の時間が長い傾向にあり、時間外勤務手当における男性の平均支給額に対する女性の平均支給額の割合は 62.6%となっていること。

・任期の定めのない常勤職員全体における女性の割合は 41.8%であるところ、勤続 10 年以下の区分に占める女性の割合は 48.6%となっており、女性の方が若年層職員の割合が高くなっていること。

・部分休業（育児・介護）により給与が減額された職員は、女性の方が多いこと。
部分休業を取得した職員：男性２名、女性 12 名、
給与を減額された時間数の総数：男性 160 時間、女性 1,886 時間

・期末手当及び勤勉手当について、育児休業の取得者数は女性の方が多く、期間も長いため、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間及び勤務期間の除算が大きく、期間率が下がるため、女性の受給額が少なくなる傾向にあること。
育児休業に係る在職期間又は勤務期間の除算があった職員：男性 11 名、女性 38 名

２．任期の定めのない常勤職員以外の職員について

・任期の定めのない常勤職員以外の職員は再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員に分けられるが、男性については再任用職員の占める割合が 18.4%となっている一方で、女性については、会計年度任用職員の占める割合が 89.7%と高いこと。
＜任期の定めのない常勤職員以外の職員の内訳＞
男性：再任用職員 18.4%、任期付職員 2.1%、会計年度任用職員 79.6%
女性：再任用職員　3.1%、任期付職員 7.2%、会計年度任用職員 89.7%

３．全職員について

・男性については、任期の定めのない常勤職員の占める割合が 74.1%となっている一方で、女性についてはその割合が 49.3%となっていること。
＜全職員の内訳＞
男性：任期の定めのない常勤職員 74.1%、任期の定めのない常勤職員以外の職員 25.9%
女性：任期の定めのない常勤職員 49.3%、任期の定めのない常勤職員以外の職員 50.7%

【その他】

・育児休業や休職により月の支給が「0」の職員については、全体の算出値に与える影響の大きさ等を考慮し、算出の対象に含めていない。（国算定基準に準じたもの）

・職員の給与の男女の差異の算出に用いる職員数について、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、短時間勤務職員については、常勤職員の所定労働時間（週 38 時間 45 分）を基礎に勤務時間による按分によって算出している。（例：短時間勤務職員（週 31 時間勤務）の場合は、4/5 人）

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年４月１日
管理的地位にある職員	17.9%

※「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」より課長職以上の管理職に占める女性職員の割合を記載

【説明欄】

管理的地位（課長職以上）の職員数：78 名
【内訳】男性：64 名　　女性 14 名
管理的地位にある職員に占める男性職員の割合：82.1%

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年４月１日
本庁部局長・次長相当職	10.0%
本庁課長相当職	20.7%
本庁課長補佐相当職	35.4%
本庁係長相当職	31.7%

※地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査より記載

【説明欄】

【各役職段階にある職員に占める女性職員の割合に係る前年度との比較】
本庁部局長・次長相当職：増減なし、本庁課長相当職：3.8 ポイント増加、
本庁課長補佐相当職：1.0 ポイント減少、本庁係長相当職：1.0 ポイント増加

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

（１）常勤職員

区分	令和７年度
男性	69.6%
女性	100.0%

※地方公共団体の勤務条件等に関する調査より

（２）会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	―
女性	―

※地方公共団体の勤務条件等に関する調査より

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	12.5%	0%	―	―
1 週間以上 2 週間未満	6.25%	0%	―	―
2 週間以上 1 月以下	18.75%	0%	―	―
1 月超 3 月以下	50.0%	0%	―	―
3 月超 6 月以下	6.25%	0%	―	―
6 月超 9 月以下	0%	0%	―	―
9 月超 12 月以下	0%	15.4%	―	―
12 月超 24 月以下	6.25%	38.5%	―	―
24 月超	0%	46.1%	―	―

※地方公共団体の勤務条件等に関する調査より

【説明欄】

・「１．男女別の育児休業取得率」については、令和 7 年度に新たに育児休業が取得可能となった職員で新規に育児休業を取得した職員の割合を記載
・会計年度任用職員については、令和 7 年度に新たに育児休業が取得可能となった職員がいなかったため、「１．男女別の育児休業取得率」「２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況」ともに記載していない。

Ⅴ　職員の超過勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和 7 年度
内部部局等（本庁）	7.9 時間/月

※地方公共団体の勤務条件等に関する調査より

【説明欄】

【男女別超過勤務時間の状況】
男性：9.5 時間/月、女性：6.0 時間/月